

J R 四国労組自動車支部ニュース

平成28年9月21日（No.2）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／嶋田 剛好

総合労働協約改訂交渉 妥結！ 時給改善について回答を引き出す

本部は、申第4号及び第5号で申し入れた総合労働協約改訂について、これまで組合側の主張を強く訴え交渉を重ねてきたが、本日、会社側より最終回答があった。

申第4号で申し入れていた「育児や介護に関係する制度の改善」等の要求項目については、引き続き検討していきたいとの考え方が明らかになった。

また、申第5号で申し入れていた、「平成28年度準組合員（契約社員）の賃金引き上げ」については、今春闘での賃金改善に引き続き、「再雇用者の職種別賃金」について改善の回答を引き出した。

【申し入れ】

- 8 育児・介護休職取得時における昇給の取り扱いを改善されたい。
- 9 育児休職、育児短時間勤務及び子を養育する場合の保存休暇適用の年齢条件を「小学校の就学の始期に達するまで」に引き上げるとともに、看護休暇適用の子の年齢条件を「小学校3年まで」に引き上げられたい。
- 10 育児・介護休業法の改正に伴い、看護休暇及び介護休暇を半日単位で取得できるようにするとともに、介護休職の取り扱い等、制度全般を改善されたい。

〔会社回答〕

育児・介護休業法については、平成29年1月1日より改正・施行されることから、その時期に制度の具体的展開について指針等が出される模様である。よって、その公表を受けたうえで検討し、貴側と交渉したいと考える。

なお、申し入れのNo. 8、No. 9についても同様に取り扱いたい。

【申し入れ】

- 1 契約社員（月給・日給適用者）の契約基本賃金を、一人あたり3%の原資をもって引き上げられたい。
- 2 契約社員（時給適用者）の時間給額を、一人あたり40円引き上げられたい。
- 3 実施日は平成28年10月1日とされたい。

〔会社回答〕

「60歳以降の就労条件に関する協定」に定める定年退職再雇用におけるシニアB、同Cの働き方の職種（清掃係）の時給額720円を、香川県内において745円に改定する。なお、実施日は平成28年10月1日以降とする。

【主な交渉内容】

- 組合：今春闘に続き、再雇用者の職種別賃金において時間給額の改善が図られたことは評価したい。しかしこの間、年令給・職能給についても強く改善を求めていることから、今後も前向きに検討されたい。
- 会社：現時点において、年令給・職能給の見直しは考えていない。
- 組合：安全面から要望の強い「紫外線を透過させない機能のある眼鏡の使用」について検討されたい。
- 会社：眼鏡の使用については、紫外線対策の機能の有無に関わらず、いわゆるサングラスといわれるレンズに着色（色の種類や濃淡に関わらず）した眼鏡の使用は認めていない。レンズの着色の程度や偏光機能、フレームの色やデザインなどについては個別の眼鏡ごとに特定されることになり、使用の許容範囲を指定することは困難と考える。
- 組合：次世代育成支援の観点からも3人目以降の子の家族手当は増額すべきであり、引き続き改善を要請する。また、育児・介護等に対する支援についても指針を上回る制度確立の検討を要請する。

なお、第1回目の交渉後に会社より提案のあった「労働時間の見直しについて」及び「昇給の欠格条項の扱いについて」並びに「再雇用時の欠格条項の扱いについて」『基本解明要求』を会社に申し入れていたことから、同日、回答があった。

【基本解明要求に対する会社回答要旨】

- 労働時間見直しの主旨等について
 - ・ 今後、経営環境等の悪化により影響を受ける会社を健全に維持しておくためには経営体力を備えることが求められることから、事前に、収支状況にゆとりのある時期に対処しておくことが常套であると考え。よって、経営の効率化と活性化を念頭に積極的に準備しておく考えである。その検討課題の一つとなる労働時間（競合するバス会社より短い）は切り離すことが出来ない基幹事項である。したがって、労働時間の見直しにあたっては、労使間での健全な協議によって改善に取り組みたいと考える。
- 所定労働時間等、他社の状況等について
 - ・ H27年調査：運輸業・郵便業 1日所定労働時間7時間42分/1人平均、等
- この間の経費節減、効率的経営の取り組み、成果等について
 - ・ 駐車場運営、広告宣伝、通信 約24百万円。修繕等 約72百万円
- 労働時間見直しによる各職種別賃金の影響額について
 - ・ 運転係：時間単価約22～25円減少、月額713円～1,681円程度減少
 - ・ 事務、営業係：時間単価約21円減少等（金額はH28年7月実績から試算）

組合は、持ち帰り業務対策委員会を開催して議論した結果、「準組合員（再雇用契約社員）の賃金引き上げ」、また「昇給の欠格条項の扱いについて」「再雇用時の欠格条項の扱いについて」についても不利益な取り扱いは無いことから同日妥結した。

「労働時間の見直しについて」は、今後、業務委員会等を開催して意思統一を図るとともに、具体要求を申し入れ、引き続き交渉を強化していくことを確認した。

以上